

議事要旨(8) 金融商品に係る論点整理公表に向けた検討について

冒頭、西川委員長（専門委員長）より、金融商品専門委員会において、公正価値測定および現行基準の見直しの2つについて論点整理に向けた議論を開始しているとの説明がなされ、本日は後者についての検討状況を説明することとされた。続いて、板橋専門研究員より、審議事項(8)-2「論点の候補及び取り上げ方について」等に基づいて、金融商品会計（現行基準の見直し）の論点整理公表に向けた検討状況について説明がなされた。

説明の後、委員からの発言及び事務局からの説明は次のようなものであった。

（論点整理の位置付け、方向性について）

- ・ ある委員から、保有目的区分、公正価値オプション、金融負債の公正価値測定などの論点について、当委員会の意見を IASB に対して明確に発信するための材料とすることも視野に入れて作業を行ってほしいとの意見があった。これに対して事務局からは、論点整理における今後の方向性に関する議論の中で、それらの点に関する IASB の中長期的な方針に触れるとともに、金融商品専門委員会を中心にとりまとめた IASB のディスカッション・ペーパー「金融商品の報告における複雑性の低減」に対するコメントでも示した考え方にも言及することになるとうの説明がなされた。
- ・ ある委員から、論点整理において金融商品に関して保有目的に応じた区分の議論を深めることは、保有目的を無視した単一の評価基準を非金融商品にまで求める議論を防ぐ意味でも重要であるとの意見があった。
- ・ 西川委員長から、本論点整理を取りまとめるに際しては、金融商品会計（現行基準の見直し）が FASB と IASB の MoU 項目の一つであるため、今後の国際的な議論の帰趨を見極めることが必要となると同時に、日本基準と国際的な基準の間に既存の差異もある程度存在するため、論点の数はそれなりの数になることが予想されるとのコメントがなされた。

（個別の論点について）

- ・ ある委員から、減損および組込デリバティブについては国際的な基準との相違、また、ヘッジ会計については一部の棚卸資産（原油、天然ガス等）に関連する実務への対応という観点から検討を行うことが望ましいとの意見があった。
- ・ ある委員から、デリバティブの定義については、債務保証や保険との関係についても、できれば検討すべきとの意見があった。これに対して事務局からは、論点の重要性は認識しているが、IASB における同様の議論が難航したことからも推察されるように、明確な整理を行うことは難しいかもしれない旨の回答がなされた。
- ・ ある委員から、測定の候補およびヘッジ会計の意義について積極的に取り上げない

(財)財務会計基準機構の Web サイトに掲載した情報は、著作権法及び国際著作権条約をはじめ、その他の無体財産権に関する法律並びに条約によって保護されています。許可なく複写・転載等を行うことはこれらの法律により禁じられています。

とされている理由について質問がなされ、事務局から、基本となる枠組みについて新たな論点が想定されない項目については積極的に取り上げない方針である旨の説明がなされた。

- ある委員から、債券の保有目的区分の変更について当委員会で現在行っている臨時的な対応に関しては、論点整理の中で改めて中長期的な方向性を議論するとの理解でよいかとの質問がなされたほか、減損（特に株式）について、回復可能性の判断について運用面でバラツキが生じているのではないかとの意見があった。これに対して事務局からは、保有目的区分の変更に関しては、その他有価証券から満期保有目的の債券への振替に際しての条件を含めて、論点整理の項目として明示的に議論する予定である旨の回答がなされた。

以 上